



申  
言  
号

## 労使間の取扱いに関する協約に基づく 掲示板設置を求める緊急申し入れ

7月15日 第2回交渉その②

### 組合

三鷹車両センターでは希望箇所の設置が出来ない理由として「外部の人に見られるため」と言われているが、何故組合掲示を外部の人に見られては困るのか？支配介入である。

東所沢電車区においても、「ルールがある」「勤務に相談して」と現場長が発言しているが、協約以外に、掲示板設置に関するルールや社内規定があるのかを明らかにすること。

立川車掌区では、様々な代案を示しながら掲示板的の申請を行っているが、設置出来ない理由を明らかにせず、会社は「指定した箇所以外の設置は認めない」との姿勢である。そのため、設置に至っていない現実であるが、支社としてどのように現状を打開しようと考えているのか？

分会が対案を示すも、会社は「指定した場所以外は認められない」との回答に終始し、問題解決の姿勢が一切見えない。

労使間の取扱いに関する協約の第1条、2条、63条が反故にされ、組合活動に必要な宣伝・報道・告知が出来ていない。このことで、活動に制限がかけられている。憲法で保障されている団結権の侵害であり、不当労働行為である。

### 会社

希望箇所は、業務掲示が設置しており、スペースがないため設置は出来ない。また工事等で業者の出入りが多く、業務掲示を含めた社内の情報を、外部の人に見せることはふさわしくないため掲示板全ての移動をするため許可出来ない。

ルールはあくまでも協約であり、社内規定は事務既定のようなものであり手続きを定めている。それ以外のコまごましたものは無い。

現場長は、「現場の考え」をルールとして説明しており、ルールはマニュアルを指しているものではない。

分会には、「検討した結果、そこしかないということ」を何回も説明している。伝え方の問題はあるかも知れないが、会社は様々検討している。

委員会掲示から業務掲示までの一連のストーリーがあり、その中に組合掲示板を設置すると、それが切れてしまうため、希望箇所には設置出来ない。

建物の構造上、他労組との関係性を兼ね合い総合的に勘案している。

分会には理解してもらえるよう丁寧に説明している。

協約に則っており、掲示板の設置については便宜供与の主旨からも、不当労働行為、団結権の侵害をしているという考えはなく、適正に対応している。

**結論ありきの押し付け議論は認められない！  
掲示板設置に向けて労使の認識の一致が図れず、対立で終了！**